

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第 2 条の 2 第 3 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 12 条に定めるもののほか、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは、<u>1</u> 日につき 8 時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第 2 条の 3 短時間勤務職員については、<u>1</u> 日曜日及び土曜日に加えて、<u>1</u> 月曜日から金曜日までの 5 日間において、<u>1</u> 所属長の指定する日を週休日とすることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(<u>育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定</u>)</p> <p>第 2 条の 2 第 3 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 12 条に定めるもののほか、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い 1 日につき 8 時間の範囲内で、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは 1 日につき 8 時間の範囲内で所属長が定めるものとする。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>第 2 条の 3 <u>育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において所属長の指定する日を週休日とするものとし、短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの 5 日間において所属長の指定する日を週休日とすることができる。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。